

4月1日から

国保の保険証が新しくなります

毎年3月31日で保険証の有効期限が切れます。
4月1日からご使用いただく保険証を送付しましたので、記載されている内容に誤りがないかご確認をお願いします。

一般の保険証は「うぐいす色」、
退職者医療の保険証は「クリーム色」
になっています。

有効期限の切れた古い保険証は回収しますので、「日野町役場住民課
行きの封筒」に入れてポストへ投函
していただくか、直接役場まで届けて
いただきますよう

お願いいたします。または、お近くの役場職員へ預けていただいても結構です。



保険証を受け取られたら、
次のことをご確認ください

①住所や氏名などは、正しく記載されていますか？

②ほかの健康保険に加入しているのに、国保の保険証にも記載されていませんか？

③ほかの健康保険に加入していないのに、国保の保険証に記載されていないことはありませんか？

④退職者医療制度に該当しているのに、一般の保険証に記載されていませんか？

※もし、記載されている内容に誤りがありましたら、住民課へ届け出ていただきますようお願いいたします。

確認してね！



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
☎ 6571 有線 7784

在宅高齢者等へのおむつ助成制度

家で介護されておむつ代を助成します

日野町では、高齢者等を在宅で介護されている方の経済的負担を軽減するために、おむつの購入費用の一部を助成しています。

【利用できる方】

日野町の介護保険被保険者で要介護・要支援認定を受け、常時おむつを使用している高齢者等（病院・施設等への入院入所中の方は除きます）を介護している方

【助成金額】

おむつ使用者が次に該当

- 要支援1・2の方
 - 要介護1〜3の方
 - 要介護4・5で介護保険料の段階区分が第4
 - 要介護4・5で介護保険料の段階区分が第1
- 月額上限 8,000円
- 月額上限 5,000円

【手続き】

①助成を希望される方は、おむつ助成金交付申請書に必要事項を記入の上、役場介護支援課へ提出してください。

②おむつの使用

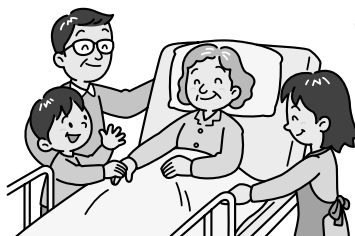
状況を確認した上で、助成の可否を決定して通知します。

③助成の決定を受けた方は、年4

回の請求月（7・10・1・3月）に、おむつの購入をしたことがわかる領収書を添付して助成金の請求書を提出してください。

④助成金の支給は年4回（7・10・

1・4月）、それぞれ指定口座へ振り込まさせていただきます。



◆問い合わせ先

介護支援課 介護支援担当
☎ 6501 有線 7788